

裁 判 所	大阪高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（行コ）第167号
事 件 名	所得税更正処分取消等請求控訴事件
判決年月日	令和2年5月22日
判 示 事 項	<p>自らは免許を有さずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態により接骨院を開業していた者が、自らが免許を取得して柔道整復を行うことで同接骨院の経営の安定及び事業拡大を図ることを目的として支出した柔道整復師法12条1項所定の柔道整復師養成施設である専門学校の授業料等が、所得税法37条1項所定の必要経費に該当しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、接骨院を開設して柔道整復等の業務を営むXが、柔道整復師法12条1項所定の柔道整復師養成施設である専門学校に通学し、その授業料等（以下「本件支払額」という。）を事業所得の必要経費に算入して平成25年分及び平成26年分（以下「本件各年分」という。）の所得税等の確定申告をしたところ、処分行政庁から、本件支払額は所得税法45条1項1号所定の家事上の経費に該当し、必要経費に算入されないとして、本件各年分の所得税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）等を受けたため、本件各更正処分のうち申告額を超える部分等の取消しを求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	66巻12号